

## おおふなと暮らし応援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住を促進するため、移住者及び若者が市内において住宅を取得する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 長期間住むことを前提に本市の住民基本台帳に記録され、かつ、その生活基盤が専ら市内にあることをいう。
- (2) 移住者 本市以外の市区町村から定住の意思を有し、本市に転入した者であって、補助金を申請する年度の4月1日において39歳以下であるもの。ただし、次条第2項第5号に規定する契約のうち新築住宅を取得する場合にあっては、当該取得に係る最初の契約を締結した日において39歳以下であるものを含む。
- (3) 若者 市内に住所を有する者であって、補助金を申請する年度の4月1日において39歳以下であるもの。ただし、次条第2項第5号に規定する契約のうち新築住宅を取得する場合にあっては、当該取得に係る最初の契約を締結した日において39歳以下であるものを含む。
- (4) 住宅 居住の用に供するために市内に建築された一戸建ての家屋をいう。
- (5) 中古住宅 建築工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は居住の用に供したことがある住宅をいう。
- (6) 改修工事 中古住宅の機能の維持又は向上を図るために行う増築、修繕又は改装工事をいう。
- (7) 住宅の取得等 住宅を新築、購入又は中古住宅を改修することをいう。
- (8) 転入 他の市区町村から本市に移り住み、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (9) 子育て世帯加算 交付申請の日において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づくファミリーシップの関係にある者を含む。）と同居する者が申請する場合における補助金への加算をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に自ら居住するための住宅の取得等をした移住者又は若者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第6条に規定する申請日において、当該住宅に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 本市に定住する意思があること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 取得した住宅の所有権の持分が、世帯員全員で2分の1以上であること。
- (5) 令和8年4月1日以降に住宅の建築工事請負契約又は売買契約（中古住

宅の改修工事にあつては当該工事に係る請負契約)を締結していること。

- (6) 住宅を購入した場合にあつては、3親等以内の親族以外の者から住宅を購入していること。
- (7) 転売、貸付等の営利目的で住宅の取得等をしていないこと。
- (8) 東日本大震災及び令和7年大船渡市大規模林野火災により本市で被災し、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第3条の規定による被災者生活再建支援金を受給していないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員であるもの又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 移住者にあつては、次のア及びイのいずれにも該当する者であること。

ア 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者

(ア) 令和8年4月1日以降に本市に転入し、転入日から3年以内に住宅の取得等をした者

(イ) 令和8年4月1日以降に住宅の取得等を行い、住宅の取得等をした日から1年以内に転入した者

(ウ) 大船渡市地域おこし協力隊の隊員を委嘱された者のうち、委嘱期間中又は委嘱期間が終了した日から3年以内に住宅の取得等をした者

(エ) いわてお試し居住体験事業を活用した者のうち、当該事業による入居期間が終了した日から3年以内に住宅の取得等をした者

イ 直近の本市への転入日から遡って5年以上、本市以外の市区町村に住所を有していた者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。ただし、租税公課及び行政手続手数料を除く。

(1) 住宅の建築費又は購入費(当該住宅の敷地の購入費を除く。)

(2) 中古住宅の購入に伴う改修工事費(住宅の売買契約を締結した日から1年以内に完了するものに限る。また、倉庫、車庫等に関する工事費用及び門、フェンス、植栽等の外構に関する費用を除く。)

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、次項に規定する基礎額と第3項に規定する子育て世帯加算額の合算とする。

2 基礎額は、前条に規定する経費の額(1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とし、次の各号に掲げる区分に応じた額を上限とする。

(1) 移住者 100万円

(2) 若者 50万円

3 子育て世帯加算の額は、100万円とする。

4 前2項の規定にかかわらず、大船渡市空き家改修工事補助金交付要綱(平成24年大船渡市告示第90号)に基づく補助金を受けた者又は受ける者に対する補助金の額は、第4条第2号に規定する経費から、当該補助金の対象となった経費を除いた額を基礎として、第2項及び第3項の規定により算出した額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、おお

ふなと暮らし応援補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、申請者が当該補助対象住宅の所在地に住所を定めた日（住民基本台帳に記録された日）から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 住民票謄本の写し（続柄の記載があるもの。）
- (3) 大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップ・ファミリーシップの関係にある者は、宣誓書受領証等
- (4) 住宅の登記事項証明書（住宅の所有権が2分の1以上であることが確認できること。）
- (5) 住宅の全景写真
- (6) 補助対象経費に係る契約書及び領収書の写し
- (7) 改修工事を行った部分の写真（中古住宅に限る。）
- (8) 大船渡市空き家改修工事補助金交付決定通知書の写し（当該補助金の交付を受けた者に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項各号に掲げる書類の全てを提出することが困難な場合は、それに類するものとして市長が認める書類をもって、前項各号に掲げる書類に代えることができる。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る関係書類等を審査し、補助金の交付の可否について、おおふなと暮らし応援補助金交付決定通知書（様式第3号）又はおおふなと暮らし応援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第8条 申請者は、前条の規定により決定された補助金の交付を受けようとするときは、おおふなと暮らし応援補助金交付請求書（様式第5号）及び補助金の振込先を確認できる書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和8年5月26日企画政策部長決裁）

この要綱は、令和8年5月26日から施行し、令和8年4月1日から適用する。